

平成23年10月12日

# **第五回 佐久市地下水等水資源**

## **保全研究検討委員会 会議**

### **資 料**

第五回 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会 次 第

平成23年10月12日(水)

午前10時から12時まで

佐久市役所議会棟2階第一委員会室

1 開 会

2 あいさつ

3 第四回佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会議事録の確認について

4 議 題

- (1) 地下水等水資源の保全に関するルールづくりについて
- (2) 国及び県への要望並びに県、周辺市町村及び水道事業者との連携等について
- (3) 佐久市内における業務用で井戸を利用している者の取水量調査結果について
- (4) 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会提言書に記載する項目(案)について
- (5) その他

5 閉 会

- |      |   |   |
|------|---|---|
| (資料) | 1 | 第四回地下水等水資源保全研究検討委員会会議録                  |
|      | 2 | 佐久市水資源保全条例(仮称)検討案概要                     |
|      | 3 | 佐久市水資源保全条例(仮称)検討案                       |
|      | 4 | 既許可(届出)者からの権利の承継に関する他の法令の状況             |
|      | 5 | 類似条例の罰則の状況                              |
|      | 6 | 国及び県への要望並びに県、周辺市町村及び水道事業者との連携等について      |
|      | 7 | 佐久市における業務用で地下水(井戸)を利用している者の取水量等調査結果について |
|      | 8 | 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会提言書に記載する項目(案)        |

◆第四回 地下水等水資源保全研究検討委員会 会議録（概要）

日時：平成 23 年 9 月 22 日（木）午後 1 時 30 分

場所：佐久市役所 501 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

前回の会議事項の確認（事務局より）

3 議 題

(1) 第三回地下水等水資源保全研究検討委員会会議録の確認について

資料 1 ページから 8 ページまで事務局説明

（前回の会議で「私有林の分布図について、市で図面の整理や管理がなされていますか？」との質問があったため、今回事務局で準備しお示しする。）

Q 委員長

「水源のある佐久穂町の地図はありますか？」

A 事務局

「お示しました図面としては、合併前の旧佐久の地域しか作成していないようです。確認しましたが、周辺の自治体についてはないそうです。」

Q 委員

「民有林の所有者は把握できていますか？」

A 事務局

「市では森林簿がありますので、そちらで所有者や面積について管理しています。」

（二点目として前回の会議の中で「水質の悪化が確認された地域の広がりを確認したい。」といった意見があったので、別添資料で説明する。）

Q 委員

「60 か所の調査（H20 年度生活環境課の地下水調査より「別紙参考：H21 環境白書」のうち、深井戸は含まれますか？」

A 事務局

「この調査の対象は家庭用井戸になるので、ほとんどが浅井戸になると思います。」

Q 会長

「鉄・マンガンの成分は浅間地区内で多く検出されるようですか？」

A事務局

「南に位置する白田地区でも数値が高くでていることから、一概には言えないと思います。鉄やマンガンは、地下水に元々多く含まれている成分だ、ということですので、そんなことも関係していると思います。」

Q 委員

「7項目だけでなく他の項目についても調査はされているのですか？」

ちなみに水道法の適用を受ける場合には50項目の調査項目がありますから、おそらく23項目位は調べているのではないのでしょうか？」

A 事務局

「はい。7項目の他にも調査しておりますが、細かい内容は次回までに調べておきます。」

Q 委員

「一般細菌の数値はどんな理由で上がるのですか？」

A 事務局

「一般細菌と大腸菌の数値が上がる原因ですけれども、家畜から出る畜ふんや生活雑排水の地下浸透などが大きく影響する、とのこと。」

委員長

「この検査全体を見ると、市内の調査対象井戸のうち半分は、飲用に向かない結果が出ていることが分かりました。」

## (2) 地下水等水資源の保全に関するルールづくりについて

資料P9からP27まで説明

Q 委員

「ストレーナーとは」

A 委員

「水呼び込むための装置です(P18を参照)。この装置を設置する位置が取水のために大切になってきます。」

Q 委員長

「ストレーナーの長さは決まってくるのですか？」

A 委員

「はい。地下にある層の深さに応じて決まってきます。」

#### 委員長

「前回までの話では条例については、理念を主体に考えていく、ルールについては、企業の行動を強く制約するものであってはいけないので、道徳的なものでいいのではないか。といった話でまとまったと思います。

今回からは各論に入っていくわけですが、まずはエリアの指定についてどうするか？といった問題です。事務局の案としては、佐久水道企業団の水源地を（仮称）特別保全地区として特に取水に関し厳しく規制するか、それ以外の地域は、（仮称）普通保全地区として許可制にする、といった案が記されています。この提案について、皆さんはいかがでしょうか。」

#### A 委員

「水道事業者の立場からすれば指定をしてもらえればありがたい。確かに地下水は流動的でありまして、その地域の特定は難しいと思いますが、指定された周辺について開発行為が制約される効果が期待できます。」

#### A 委員

「地区を色分けするのは難しいと考えます。許可の段階で規制をより厳しくするというのはどうでしょうか？」

#### A 委員

「二つ必要なのではないのでしょうか？  
まずは地域の指定をするのが一点ですが、それだけでは地下水の保全について不完全であるのであれば、二点目として量的な規制を考える必要があると思います。」

#### A 副委員長

「水源涵養という視点では、保安林制度があります。これは申請によって指定される制度であります。水源涵養保安林に指定されると自由に伐採などできなくなりますが、税制上の優遇措置を受けられるようになります。

しかし、佐久水道企業団が取水している水源地は、保安林指定地域ではないため、なるべく多くの地域を保安林地帯と指定していくのもいいと思います。」

#### A 委員

「水源涵養地域として指定するということになると、今回の地下水保全の話と比べて幅広くなりすぎてしまうので、分けて考えた方がいいと思います。元々のきっかけは、水

資源を狙ったと思われる海外資本等の動きから、共有の財産である水資源を守る、というのが当初の目的だったかと思います。そういう意味では、水源地は山間部にだけ存在するものではありませんし、水資源の土地取引は、例え保安林に指定されたとしても、全てをカバーできるものではありません。エリアの指定は、佐久地域全体を広く指定するのも一つの方法かと思います。しかしながら、規制をかける場合には、(企業等の活動を) 制約してしまうこともあるので、ある程度の幅を持たせなくてはいけないと思います。」

#### A 委員

「地域指定をした場合はどうでしょうか？或いは地域指定をしないで、同じ基準で一括して運用した場合はどうなるのでしょうか？それぞれ不都合となるような場合を検証するのはどうでしょうか？」

また、佐久水道企業団などの公的機関が取水する場合は、許可の対象者から除かれるなど、最初から区別しておけば、心配となる部分は整理がされると思います。」

#### A 委員

「今のところ、地下水の量が把握できないことや水脈の特定ができないという話ですから、地域を特定した規制というのはできないかと思います。許可については例えば取水量を基準にするなどが考えられると思います。」

#### A 委員

「大切なのはこの佐久地域の地下水は共有の財産であって皆で大切に守っていくというのが根本であります。地域を特定するのではなく、一括でスクリーンにかけるのがシンプルでいいと思います。」

#### A 委員

「涵養林の指定と水資源の保全については分けて考えないといけないと思います。」

また、取水について量規制を行うのであれば新規の企業が入りにくい状況になってしまいますので、結果としてこの地域が発展しなくなってしまうこともあります。ですから、量について規制する場合にしてもどの程度で設定するのか議論していく必要はあるかと思います。」

#### 委員

「私の考えとしては水質の保全についても考えがあるので、そういったものを含めた形で条例ができあがっていけばいいと思いますし、取水を規制するだけでなく、水の利活用も含めこの地域が豊かになればいいと思います。」

Q 委員長

「事務局側で佐久水道企業団さんの取水地を（仮称）特別保全地域と指定した根拠について教えてもらえますか？」

A 事務局

「水資源保全のため、すでに条例が整備されている他の市町村を参考に見ましても、エリアの指定をしているところが多くあります。エリアを分けることによって規制が厳しくなるエリアと、そうでないエリアが設定されます。取水を考えた場合に市民にどのような影響が及ぶかといったことを考えて、今回提案いたしました。」

委員長

「事務局から提案してもらったエリアの指定というのは、委員の皆さんからのご意見を伺うところ、なかなか難しいと思いますね。」

副委員長

「水の保全については規制することばかりでなく、水の利活用について考えなければいけません。そのために条例の制定については量と目的について使いやすい状況にしておく必要があると思います。例えば、公的な機関の取水については問題ないです、といったことや、家庭用で使う井戸についても（他に及ぶ影響が少ないと思われるので）問題ないですよ、といった具体的な用途の整理が必要であると考えます。」

委員

「公水という概念からすると、地域指定というのはなじまないのではないのでしょうか？  
また、今回の条例は、水資源が外国資本等により外へ持ち出されないよう守るため、一つの予防措置になりますので全体的な網をかけるのが効果的だとは思いますが」

Q 委員

「例えば、外国資本が水を求めて土地を探す場合、どのくらいの面積を必要としているか分かりますか？」

A 委員

「水目的であれば、井戸の取水装置とそこへ行くまでの道さえあれば、わずかな面積で十分足りると思います。」

委員長

「皆さんの意見をまとめますと、地域を区分けするという考えは難しいということですよ。」

副委員長

「公水という理念を強めに出していければ、(地域を特定しなくても) ある程度の規制ができていくのではないのでしょうか？」

委員

「佐久水道企業団とすれば指定していただけるに越したことはないが、特別指定されなくても問題はないと思います。」

委員長

「それではエリアの指定はしないという考えでいいですね。」

委員長

「次の項目に入りますが、ここでは許可制にするか届出制にするか。あるいは既存井戸からの距離やストレーナーの直径など具体的な内容になると思います。」

事務局

「今回、委員の皆さんの中で議論していただくにしても、基準がどうであるのかなかなか分かりにくいと思います。事務局の方である程度整理をさせていただいて、次回皆さんに諮っていきたいと思います。」

委員長

「分かりました。できれば根拠の方も併せてお示しいただけると、大変助かります。」

委員長

「論点 6 に入りますが、権利の継承について、これは許可を受けた企業が外国資本に買収されたケースも考えなくてははいけませんね。皆さんどうお考えでしょうか」

委員

「法律的には権利は継承されるケースが多いです。」

委員

「許可基準と照らし合して考える必要があります。例えば申請時点での目的であるとか量であるとかを、基準として許可したものでありますから、明らかに当初と異なってく

る場合は継承されない、と考えるのが自然だと思います。」

委員

「主体が変わった場合や目的に変更が生じた場合には、再申請が必要になってくると考えるのが普通でないでしょうか。」

委員

「二つあると思います。可範囲の水量に変更が生じた場合に再申請をさせるのか、それとも主体に変更が生じた場合に再申請をさせるのか？法律とより合致してくるものを採用するのがいいと思いますので、そのあたりを事務局の方で整理してもらえればいいと思います。」

事務局

「次回に整理させていただきます。」

委員長

「論点7の既得権者への配慮ということですが、いかがでしょうか？」

委員

「佐久の水は共通共有の財産なんだ、ということを再認識してもらうためにも、何らかの申請は必要と思います。ただし、その場合はハードルを低くしても構わないと思います。(細かい要件まで記載を不要とした届出書程度のものなど)」

委員

「論点6、7について心配されるのは、その後の経過をモニタリングする必要もあるかと思うんですが、許可された方が取水をしていく上で水が出なくなってしまった場合、その対応をどうしていくか？といった問題。

また、一旦、ある企業に対して許可をした場合に、後から来た企業は周囲で取水ができなくなってしまう、言わば早い者勝ちの世界ができ上がってしまうことが心配されます。既得権について一度取れば永遠に続くのか？それとも、期間を区切って、どこかで切らないといけないのか？それを良しとするか、ダメとするか整理しておく必要があると思いますので、その辺は事務局で詰めていきたいと思います。」

委員

「地下水を使って利益を受けている企業（酒屋など）については、少なくとも細かなチェックは必要だと思います。」

委員

「県では既得権という考えを認めています。現在、地下水を使っている、造り酒屋や家庭の井戸によって地下水の枯渇があるのか、と言ったら考えにくいと思います。新規で入ってこようとする方に対してはチェックを厳しくするという考え方になると思います。」

委員長

「現在の造り酒屋が、急に地下水の使用を規制されては困りますからね。既得権については守らないといけないといった考えですね。」

委員

「昔のように水は当たり前使えるものではありませんから、水のありがたみだとか、何らかの認識を深めていただくためにも保全のルールについては統一していかないといけませんよね。」

委員長

「それでは次の論点 8 に入ります。条例遵守のための措置ということですがいかがですか？」

委員

「許可があるなら、対になる許可の取り消しが当然あっていいと思います。」

委員

「現在の佐久市自然環境保全条例の中では罰金まで明記してありますので、含めた方がいいと思います。」

事務局

「措置とすれば、段階的に指導していくというイメージで考えていただければいいかと思えます。」

委員長

「公表というのがありますので、違反した場合には、ホームページ上で名前を載せられるなど効果が期待できると思いますし、こちらに書かれている措置はどれも必要かと思えます。」

事務局

「論点6～8については、次回までに事務局で素案としてまとめ皆さんに確認していただきたいと思います。」

事務局

「理念条例と規制の内容をある程度形にした素案を作成し、市民の皆さんにも説明ができるような形で準備をさせていただきます。また、議会においても水資源に関する宣言と国、県へ水資源保全への取組みについて要望をまとめていただいております。

この研究検討委員会の中でも今年度末を目標に条例をまとめていきたい、と考えております。その場合には、他の市町村とも連携をはかりながら、佐久地域全体が同じ歩調で進められればいいと思います。

ハードなスケジュールの中、一回一回の会議内容が大変濃いと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。」

#### 4 閉会（15時35分）

# 佐久市水資源保全条例(仮称)検討案概要

## 1 基本条例(理念条例)部分

### 1 目的

- ①地下水や湧水は、佐久地域共有の貴重な財産であり、市民生活にとって、かけがえのない資産
- ②地下水の保全について、基本理念を定め、市民、事業者、地下水採取者、市の役割を明らかにし、地下水の保全の基本となる事項を定める



現在及び将来にわたって、市民の安全と安心、健康と生活環境を守る

### 2 基本理念

- ①地下水は、先人達から引き継がれ、市民生活にとってかけがえのない佐久地域共有の財産としての公水である。守り、育むと同時に、未来へ引き継ぐための保全を図る。ただし、事業者の経済活動と調和に配慮する。
- ②地下水は水循環の不可欠
- ③地下水の保全は市全体で取り組む

### 3 責務

内容	市民	事業者	地下水採取者
①自ら地下水保全に努める	○	○	-
②市が実施する地下水保全施策に協力	○	○	-
③地下水の水質保全に努める	○	○	○
④自ら地下水保全のために必要な措置を講ずる	-	-	○
⑤自らの責任で、地下水の適正な管理を実施	-	-	○
⑥地下水の利用状況の報告等に努める	-	-	○

#### 市の責務

地下水の水質・水量を適正に保全するため、総合的な保全施策を策定し、実施する

### 4 地下水保全対策

- ①地下水保全の重要性を市民に啓発
- ②地下水かん養機能が高い森林の保全及び育成
- ③地下水量又は水位の状況の監視又は調査
- ④市民及び事業者による敷地内緑化の推進
- ⑤地下水の水質の安全性の確保に努める

### 5 県や市町村との連携

県、周辺市町村及び水道事業者と水資源保全に関する取り組みについて連携協力する

## 2 規制条例部分

### 地下水採取の規制区域

市内全域

### 地下水採取の規制方法

#### 対象

新設井戸 (井戸…地下水や湧水を採取する設備で、自噴井を含む)

規制の基準…原則許可制だが、利用目的が農業・水産業・家庭用で揚水量が10立方メートル/日未満の場合、届出制

### 許可制

利用促進と規制の調和の判断基準→「利用目的」と「揚水量」

#### 【要件】(原則)

利用目的	1日当たりの揚水量 (立方メートル)
工業用	500立方メートル以下
商業用	500立方メートル以下
医療・福祉用	500立方メートル以下
農業・水産業用	10立方メートル以上
家庭用	10立方メートル以上

#### (例外)

左記以外は原則不許可

ただし、1日当たりの揚水量が500立方メートル/日以上であっても、市長が承認した場合は、許可(条件付き)

#### 市長承認の条件(判断基準)

- ①水源保全のため措置の実施(水源林の涵養等)
- ②水道事業者の承認(水道事業者が申請者の場合、②の要件は除く)
- ③毎月の揚水量の定時報告

#### (2)

設備の設置と利用状況の把握	
①量水計の設置	水位・採取量を把握するため(毎月報告)
②水位の監視と把握(モニタリング)	

#### 【許可の有効期間】

3年 | 更新時に要件を審査する

### 届出制

目的	1日当たりの揚水量 (立方メートル)
農業・水産業用	10立方メートル未満
家庭用	10立方メートル未満

### 既許可(届出)者からの権利承継、許可内容の変更

- ①対象井戸を譲受・借受、又は、許可(届出)者が合併・分割・事業譲渡…許可
- ②対象井戸を相続…届出
- ③利用目的の変更…許可
- ④揚水量の変更(基準内での変更)…届出

### 既得権者への配慮

現在井戸利用者は期限までに届出すれば、本条例適用外

### 規制順守のための措置

- ①立入検査、助言(指導)、勧告、中止命令、報告指示、措置命令、原状回復、公表、許可申請、許可取消
- ②罰則(両罰規定あり)

# 佐久市水資源保全条例(仮称)検討案

## 1 基本条例(理念条例)部分

目的	地下水や湧水は、 ①佐久地域共有の貴重な財産 ②市民生活にとってかけがえのない資産	
	地下水の保全について、 ①基本理念を定め、市民、事業者、地下水採取者、市の役割を明らかにする ②地下水の保全の基本となる事項を定める	
	現在及び将来にわたって、市民の安全と安心、健康と生活環境を守る	
基本理念	<p>① 地下水は、先人達から引き継がれ、市民生活にとってかけがえのない佐久地域共有の財産としての公水である 守り、育むと同時に、未来へ引き継ぐために保全を図る ただし、事業者の経済活動との調和に配慮する</p> <p>② 地下水は水循環に不可欠</p> <p>③ 地下水の保全は市全体で取り組む</p>	
用語の定義	(「地下水」や「井戸」など必要な用語を定義する。)	
責務	市民	<p>①自ら地下水の保全に努める</p> <p>②市が実施する地下水保全に関する施策に協力する</p> <p>③地下水等の水質保全に努める</p>
	事業者	<p>①自ら地下水の保全に努める</p> <p>②市が実施する地下水保全に関する施策に協力する</p> <p>③地下水の水質保全に努める</p>
	地下水採取者	<p>①自ら地下水保全のための必要な措置を講ずる</p> <p>②自らの責任において、地下水の適正な管理を実施する</p> <p>③地下水の水質保全に努める</p> <p>④地下水の利用状況の報告等に努める</p>
	市	地下水の水質・水量を適正に保全するため、総合的な保全施策を策定し、実施する
地下水保全対策	<p>① 地下水の保全の重要性について、市民に啓発</p> <p>② 地下水かん養機能が高い森林の保全及び育成</p> <p>③ 地下水量又は水位の状況の監視又は調査</p> <p>④ 市民及び事業者による敷地内の緑化の推進</p> <p>⑤ 地下水の水質の安全性の確保に努める</p>	
連携	<p>市は、県、周辺市町村及び水道事業者と水資源保全に関する取り組み対して連携協力する</p> <p>① 県との連携</p> <p>② 周辺市町村との連携</p> <p>③ 水道事業者との連携</p>	

2 規制条例部分

地下水採取の規制区域	市内全域	
地下水採取の規制方法	対象	新設井戸 (井戸とは地下水や湧水を採取する設備で、自噴井を含むものとする。)
	規制の基準	原則許可制であるが、利用目的が農業・水産業・家庭用で1日あたりの揚水量が10立方メートル未満の場合、届出制とする。
	許可制	利用促進と規制の調和の判断基準は、「利用目的」と「揚水量」とする
	要件(1)	利用目的が「工業用」、「商業用」、「医療・福祉用」の場合は、1日当たりの揚水量が500立方メートル以下、「農業・水産業用」・「家庭用」の場合は、1日当たりの揚水量が10立方メートル以上の井戸
	要件(2)	①量水計を設置する。 ②揚水量・水位を監視し、把握する。
	許可の際の条件等	①許可には条件を付けられる ②地下水採取により付近の地下水の枯渇、汚染又は地盤沈下現象が出たときは、直ちに採取を中止し、原因を究明する。 ③②の場合に原因が究明されたときは、原因に基づき井戸を改良し、被害者に対する処置を行う。当該井戸の改良が困難な場合は、廃止する。
	例外	要件(1)の中の利用目的が「工業用」、「商業用」、「医療・福祉用」の場合で1日当たりの揚水量が500立方メートル以上であっても、市長が承認した場合は、許可する。
		【市長承認の条件(判断基準)】 ①水源保全のため措置の実施(水源林の涵養等) ②水道事業者の承認(水道事業者が申請者の場合、②の要件は除く) ③毎月の揚水量の定時報告
		【例外(許可申請すれば、原則許可)】 ①水道事業者 ②利用目的が公共用、消防用
許可の有効期間	3年とし、更新することができる。 ただし、更新時に要件を審査する。	
届出制	利用目的が「農業・水産業用」・「家庭用」の場合で、1日当たりの揚水量が10立方メートル未満の井戸	

既許可 (届出) 者からの 権利の承 継	(1) ア 許可(届出)対象井戸を譲り受けた場合 イ 許可(届出)対象井戸を借り受けた場合	許可(届出) 許可(届出)							
	(2) ア 許可(届出)対象井戸を相続した場合 イ 許可を受けた(届出した)者が合併された場合 ウ 許可を受けた(届出した)者が分割された場合 エ 許可を受けた(届出した)者が事業譲渡された場合	届出 許可(届出) 許可(届出) 許可(届出)							
許可内容 の変更	(1) 利用目的の変更 (2) 揚水量の変更(基準内での変更)	許可 届出							
既得権者 への配慮	現在井戸利用者、現在の佐久市自然環境保全条例により許可を受けた者、又は、届出をした者は、本条例の適用外 (条例施行日に許可対象井戸を利用している場合、期限までに届出をすれば、許可したとみなす。(受理後、通知))								
規制順守 のための 措置	立入検査、助言又は指導、勧告、中止命令、報告指示、措置命令、 原状回復命令、公表、許可取消								
	罰則	<table border="1"> <tr> <td>勧告 中止命令 措置命令に従わない</td> <td>公表</td> </tr> <tr> <td>虚偽内容許可申請</td> <td>許可取消</td> </tr> <tr> <td>虚偽内容許可申請 中止命令違反 措置命令違反 原状回復命令違反 許可を得ないで井戸掘削 許可条件違反</td> <td>罰金5万円以下</td> </tr> <tr> <td>立入調査拒否</td> <td>罰金3万円以下</td> </tr> </table>	勧告 中止命令 措置命令に従わない	公表	虚偽内容許可申請	許可取消	虚偽内容許可申請 中止命令違反 措置命令違反 原状回復命令違反 許可を得ないで井戸掘削 許可条件違反	罰金5万円以下	立入調査拒否
勧告 中止命令 措置命令に従わない	公表								
虚偽内容許可申請	許可取消								
虚偽内容許可申請 中止命令違反 措置命令違反 原状回復命令違反 許可を得ないで井戸掘削 許可条件違反	罰金5万円以下								
立入調査拒否	罰金3万円以下								
両罰規定あり(法人、代理人、使用人)									

## 既許可(届出)者からの権利の承継に関する他の法令の状況

### 「温泉法」

1 土地の掘削許可及び温泉採取の許可(都道府県知事の許可が必要)

(1)許可を受けた者(法人)の合併及び分割

合併又は分割について、都道府県知事の承認を得た場合は 許可を受けた者(法人)の地位の承継

(2)許可を受けた者の相続

相続人が許可に係る掘削の事業を引き続き行おうとする場合は、都道府県知事の承認が必要

2 許可を受けた内容(法令で定めた事項)の変更

都道府県知事の承認が必要

### 「工業用水法」

1 井戸による地下水の採取許可(都道府県知事の許可が必要)・・・井戸のストレーナーの位置及び吐出口の断面積

(1)許可を受けた者(法人)の合併及び分割

合併又は分割について、許可を受けた者(法人)の地位の承継をした者は、都道府県知事へ届出が必要

(2)許可を受けた者の相続

相続人は都道府県知事に届け出ることが必要

2 許可を受けた内容(法律で定めた事項)の変更

都道府県知事の許可が必要

### 参考

1 温泉法(昭和二十三年七月十日法律第二百二十五号)

(目的)

第一条 この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 第二章 温泉の保護等

(土地の掘削の許可)

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。

3 都道府県知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して同項の許可をしようとするときは、あらかじめ経済産業局長に協議しなければならない。

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。

二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。

四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。

五 申請者が第九条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

3 前条第一項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可の有効期間等)

第五条 第三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。

2 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

(土地の掘削の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る掘削の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第一項(第四号から第六号までに係る部分に限る。)及び第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

(土地の掘削の許可を受けた者の相続)

第七条 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る掘削の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)が当該許可に係る掘削の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第一項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)及び第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第三条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

(掘削のための施設等の変更)

第七条の二 第三条第一項の許可を受けた者は、掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第四条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。

### 第三章 温泉の採取に伴う災害の防止

#### (温泉の採取の許可)

第十四条の二 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が第十四条の九第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。

#### (温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第十四条の三 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項(第二号から第四号までに係る部分に限る。)の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

#### (温泉の採取の許可を受けた者の相続)

第十四条の四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)が当該許可に係る温泉の採取を業として引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十四条の二第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第二項及び第十四条の二第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十四条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

(温泉の採取のための施設等の変更)

第十四条の七 第十四条の二第一項の許可を受けた者は、温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第十四条の二第二項(第一号に係る部分に限る。)並びに同条第三項において準用する第四条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

## 2 工業用水法(昭和三十一年六月十一日法律第四百十六号)

(目的)

第一条 この法律は、特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もつてその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的とする。

## 第二章 井戸

(許可)

第三条 政令で定める地域(以下「指定地域」という。)内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者は、井戸ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の政令は、地下水を採取したことにより、地下水の水位が異常に低下し、塩水若しくは汚水が地下水の水源に混入し、又は地盤が沈下している一定の地域について、その地域において工業の用に供すべき水の量が大であり、地下水の水源の保全を図るためにはその合理的な利用を確保する必要があり、かつ、その地域に工業用水道がすでに布設され、又は一年以内にその布設の工事が開始される見込がある場合に定めるものとする。

3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、その政令の制定又は改廃により、指定地域となり、又は指定地域でなくなる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見をきかなければならない。

(許可の申請)

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
- 二 井戸の設置の場所
- 三 井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積

2 前項の申請書には、井戸の設置の場所を示す図面その他経済産業省令、環境省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第五条 都道府県知事は、第三条第一項の許可の申請に係る井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、第三条第一項の許可の申請に係る井戸により地下水を採取することがその指定地域における地下水の水源の保全に著しい支障を及ぼすおそれがない場合において、その井戸により採取する地下水をその用に供することがその工業の遂行上必要かつ適当であつて、他の水源をもつて代えることが著しく困難なときは、同項の許可をすることができる。

(変更の許可)

第七条 第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、同項の許可を受けた井戸のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項及び第二項の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の条件)

第八条 第五条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定によつてする第三条第一項又は前条第一項の許可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、指定地域における地下水の水源の保全を図り、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、その使用者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(氏名等の変更の届出)

第九条 使用者は、その氏名又は名称及び住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の承継)

第十条 許可井戸を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取してこれを工業の用に供する者は、その許可井戸に係る使用者の地位を承継する。

2 使用者について相続、合併又は分割(当該許可井戸を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可井戸を承継した法人は、使用者の地位を承継する。

3 前二項の規定により使用者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

## 類似条例の罰則の状況

### 1 佐久市自然環境保全条例（平成 18 年 3 月 24 日条例第 16 号）

（罰則）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 8 条第 2 項の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- (3) 第 11 条第 1 項の規定による命令に違反した者

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 8 条第 3 項又は第 9 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 14 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）

第 18 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

### 参考

（自然保全地区内の行為の許可等）

第 8 条 自然保全地区内において、次の各号に掲げる行為で、規則で定めるものを行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、自然保全地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該自然保全地区内において既に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- (1) 建築物その他工作物の新築、改築又は増築（個人が行う行為で、当該個人の居住の用に供する住宅に係るものを除く。）
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採（個人が行う当該個人の生活のための伐採及び枯損木の伐採を除く。）
- (4) 土石類の採取
- (5) 前各号に掲げる行為に準ずる行為

2 前項の許可には、当該自然保全地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

3 自然保全地区内において、非常災害のために必要な応急措置として第 1 項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して 14 日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(環境保全地区内における行為の届出)

第9条 環境保全地区内において、前条第1項各号に掲げる行為で、規則で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、環境保全地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該環境保全地区内において既に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(措置命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第14条 市長は、自然環境の保全のために必要な限度において、関係職員に自然環境保全地区内の土地に立ち入り、当該土地、当該土地にある物件若しくは当該土地において行われている行為の状況を調査させ、又は関係人に対し、指示若しくは指導を行わせることができる。

## 2 ニセコ町地下水保全条例（平成23年4月27日条例第7号）

(氏名等の公表)

第23条 町長は、第19条、第20条又は前条（第22条）の規定による勧告又は命令を受けた者が、正当な理由なくしてその勧告又は命令に従わないときは、当該勧告又は命令に従わない内容及びその者の氏名等を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされることとなる者に対し、その理由を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

(罰則)

第25条 第17条第2項、第20条又は第22条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条、第13条又は第16条第2項の規定に違反した者
- (2) 第5条第1項の許可を受けるに当たり、偽りその他不正な手段を用いた者
- (3) 正当な理由がないのに第18条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

## 参考

(地下水の採取の許可)

第5条 町内で地下水を採取するため井戸(揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が8平方センチメートルを超えるものに限る。)を掘削しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた井戸について、ストレーナーの位置を変更し、又は吐出口の断面積を大きくしようとする場合も、同様とする。

4 町長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

(許可申請)

第8条 許可申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (2) 地下水の用途
- (3) 井戸のストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積
- (4) 1日の平均採取量

2 前項の申請書には、井戸の設置場所を示す図面その他町長の指定する図書を添付しなければならない。

(完成の届出)

第11条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「被許可者」という。)は、井戸が完成した日から15日以内に町長に完成届出書を提出し、その検査を受けなければならない。

(水量測定器の設置等)

第12条 被許可者は、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、毎月の採取量を町長に報告しなければならない。

(地下水の採取の届出)

第13条 町内で地下水を採取するため井戸(揚水機の吐出口の断面積が8平方センチメートル以下のものに限る。)を掘削しようとする者は、あらかじめ第8条に規定する事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

(許可の失効)

第16条 被許可者が、その井戸につき次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該井戸に係る許可は、その効力を失う。

- (1) 井戸を廃止したとき。
- (2) 井戸の揚水機を動力によらないものとし、又は揚水機の吐出口の断面積を8平方センチメートル以下としたとき。

2 井戸を廃止した者は、30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第17条 町長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 町長は、第5条第1項の規定に違反して許可を受けないで地下水を採取している者又は同条第4項の規定により付した条件に違反した者に対し、その違反を是正するため、期限を定めて、必要な措置をとることを命ずることができる。

3 町長は、予見することができなかつた特別の事情の発生により、地下水の保全を図るため、緊急の必要があると認めるときは、採取者に対し、相当の期間を定めて、地下水の採取を制限することができる。

(立入調査)

第18条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして当該井戸が設置された土地に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指導等)

第19条 町長は、地下水の保全上必要があると認められるときは、採取者又はその代理者に対し、指導若しくは助言をし、又は期限を定めて必要な措置(採取行為の一時停止を除く。)をとるよう勧告することができる。

(措置命令)

第20条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に係る措置を怠ったときは、期限を定めて、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第22条 町長は、第20条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、必要な限度において期限を定めて、採取行為の一時停止を命ずることができる。

## 国及び県への要望並びに県、周辺市町村及び水道事業者との連携等について

### 1 国及び県への要望について

7月30日に実施したアンケート結果では、国への水資源保全のための法整備の要望及び県への水資源保全のための条例整備の要望が多かった。

そのため、以下のとおりの要望を行う。

#### (1) 国へ水資源保全のための法整備の要望について

地下水は公水であることを前提とした地下水等の水循環保全を目的とした法律を早期に制定することを要望する。

#### (2) 県へ水資源保全のための条例整備の要望について

水資源の保全は一市町村では対応できないため、県での条例制定を要望する。

### 2 県、周辺市町村及び水道事業者との連携協力について

地下水等水資源は佐久地域共有の財産であり、公水とみなすことにより、県、周辺市町村及び水道事業者と水資源保全に関して連携及び協力して取り組む。

## 佐久市における業務用で地下水(井戸)を利用している者の取水量等調査結果について

第三回佐久市水資源研究検討委員会において、佐久市において業務用で井戸を利用していると思われる者に対して、取水量調査を行うとした。

調査を行った結果、内容は下記のとおりである。

### 1 調査対象数

調査対象者数 A	調査対象井戸数 B	調査票回答者数 C	調査票回答井戸数 D	調査回答率	
				C/A	D/B
72	80	45	50	63%	63%

### 2 調査票回答内容

地下水を取水している						地下水を取水していない	計
業務用			雑用、飲料用				
	取水量記載	取水量不明		取水量記載	取水量不明		
34	17	17	7	2	5	9	50

注 業務用と飲料用、業務用と雑用を兼用している場合は、業務用とした。

### 3 地下水取水量集計結果

(単位 m<sup>3</sup>)

平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度
407,082	304,230	293,645	299,286	294,429

注1 平成22年度と平成18～21年度で取水量が違うのは、平成22年度分しか記載していない調査票があったからである。

注2 調査票の数値は推定のもの、平均のものも含まれている。また、水量計が設置されていない井戸がほとんどである。

## 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会提言書に記載する項目(案)

内 容	研究検討委員会			
	1回	2回	3回	4回
1 水源地(周辺地域)の山林の公有林化(水源地(周辺地域)の公有地化)				
(1) 佐久水道企業団の水源地周辺(地下水の流れ・水脈を把握して)の公有林化(水源地周辺の公有地化)を考える		○		
(2) 荒廃した私有林の市による買収と整備		○	○	
2 地下水のデータの把握とそれに基づく利用と保全				
(1) 水は保全だけでなく、使うことも大切である		○		
(2) 佐久地域の地下水(大石水源)の循環サイクルは約20年		○		
(3) 地下水収支(受給バランス)、地下水量及び地下水の水脈の把握	○	○		
(4) 水資源の量、質の測定、モニタリングの実施			○	
(5) 地下水や湧水に関する基礎データの把握			○	
3 地下水保全のための方策				
(1) 地下水の水源をかん養するのは山林ということをアピールする		○		
(2) 地下水保全のための方法として水田に水を張る			○	
(3) 水道水利用者から森林保全のための森林税をとる		○	○	
(4) 森林税を利用した有害鳥獣対策のための山の整備		○		
(5) 水源林保全のための事業の財源となる森林税の延長			○	
(6) 荒廃している山林の整備		○		
(7) 水源かん養林の間伐		○		
(8) 地下水保全のための農地保全		○		
4 佐久地域の水資源の内容に係る周知とアピール				
(1) 市民の皆さんへ水資源は公水であるということの認識を高める			○	
(2) 水の起源、水源と地下水の規模を情報公開して住民の意識を変える		○		
(3) 佐久市の地下水はほとんどが地下水や湧水ということの周知		○		
(4) 佐久地域の山は水をためやすい地質であり、佐久地域の地層は水を通しやすいということの周知		○		
(5) 佐久市でのおいしい地下水、水の大切さのアピールをする		○		
(6) 佐久地域が水の恵まれた地域だという啓発			○	
5 地下水の保全と利用を調和した新たな条例の制定と内容				
(1) 地下水は、私水ではなく、公水である(公水論)		○		
(2) 水資源保全に向けた新たな市条例の制定			○	
(3) 水の利活用としての企業誘致等地域振興と規制との調和			○	○
(4) 公水としての実行性を持たせるための罰則の必要性			○	
(5) 水資源の規制を表に出すだけでなく、理念をしっかりと記載し、水の利用と保全がマッチングしたルールづくり(条例制定)をする			○	
(6) 理念に水質の保全について盛り込む			○	
(7) 海外資本が井戸を利用している企業を買収した場合の対応			○	
(8) 既得権者への配慮				○
(9) 許可等規制する場合の期間				○
(10) 原状回復するための方法の記載			○	
(11) 市民啓発			○	
(12) 水をうまく利用して育てるという観点に配慮			○	

内 容	研究検討委員会			
	1回	2回	3回	4回
6 水資源の水質保全のための対応 (1) 水資源の汚染問題への対応（市生活環境課で実施している井戸の水質調査結果に基づく対応方法）			○	
7 佐久地域全体での連携と協力 (1) 佐久地域の市町村全体での保全			○	
8 水資源保全のための権利関係の把握と権利の保全対策				
(1) 水道水源地周辺の所有者の把握			○	
(2) 水源地の上流地域の買収			○	
9 国及び県への法（条例）整備の要望				

## 前回の質問事項

Q: 質問

「生活環境課で行っている水質検査の項目は何種類か？」

A: 回答

「生活環境課で行っている検査項目は、全23項目で調査を行っている。」

具体的には以下のとおり

- ・省略不可能(8) 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH値、臭気、色度、濁度
- ・重金属(6) カドミウムその他、水銀その他、鉛、六価クロム、鉄、マンガン
- ・無機化合物(3) シアン化物イオン、硝酸態窒素・亜硝酸態窒素、カルシウム
- ・有機化合物(2) テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
- ・その他(4) シマジン、チオベンガルブ、トリクロロエタン、電気伝導度

計23項目